

香川県行財政改革基本指針－2021－

－ 社会情勢の変化に「柔軟」かつ「迅速」に対応できる県庁づくり –

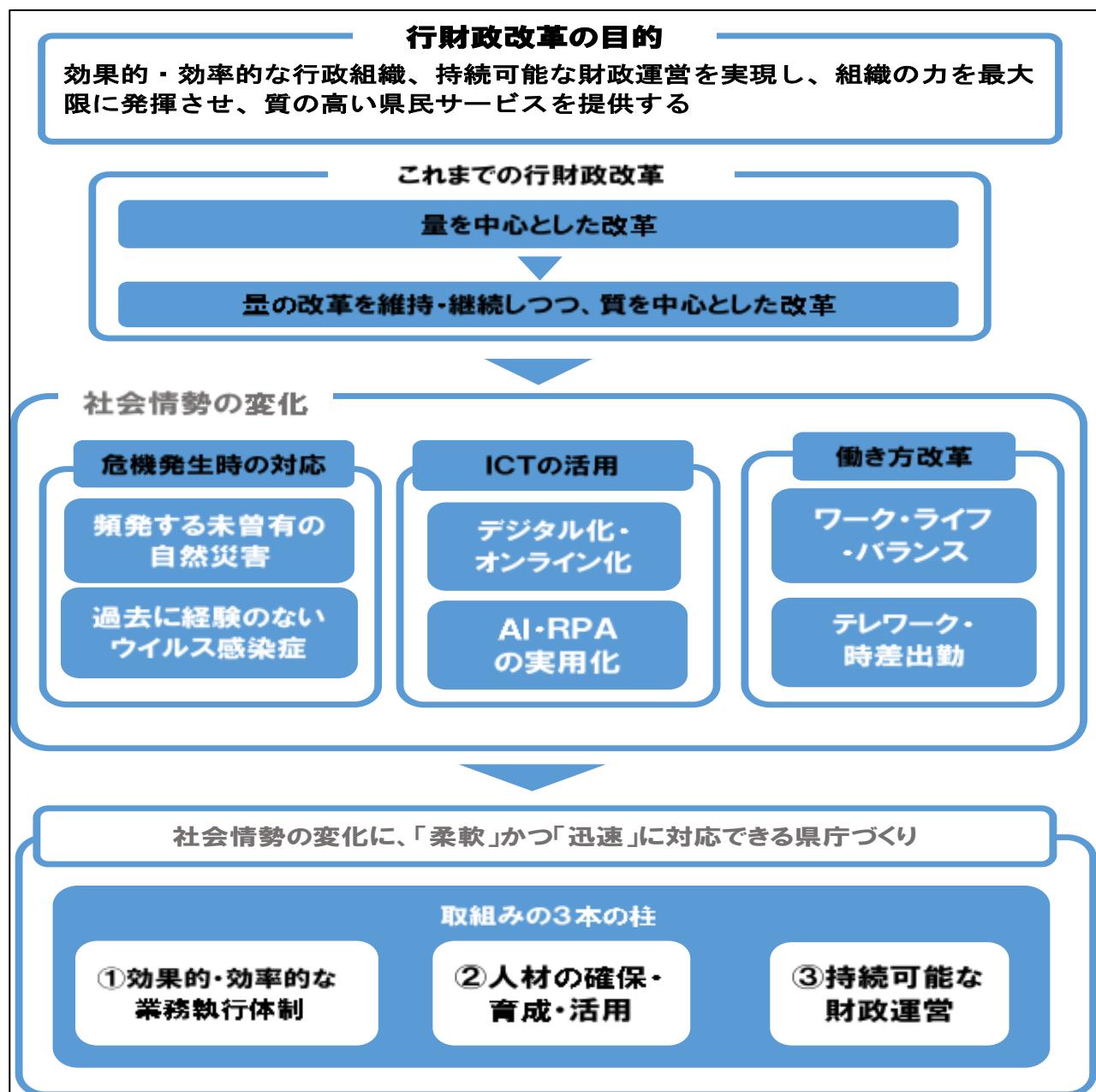
令和3年度実施計画

香川県

香川県行財政改革基本指針－2021－について

社会情勢の変化に「柔軟」かつ「迅速」に対応できる県庁づくりに向けて、組織の見直しや、ICTなどの利活用によるサービス向上や業務改善を進める「効果的・効率的な業務執行体制」、限られた人員の中、職員が意欲と能力を發揮し、組織全体として最大限の力を発揮する「人材の確保・育成・活用」、限られた財政資源を効率的に活用する「持続可能な財政運営」の3つを取組みの柱とする、「香川県行財政改革基本指針－2021－」(以下「指針」)を策定しました。指針の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(指針の全体像)



本実施計画は、指針に基づき、行財政改革を着実に進めるため、令和3年度の具体的な取組内容を取りまとめたものです。

目 次

1 効果的・効率的な業務執行体制

1-1 効果的・効率的な組織体制の構築	1
1-2 I C Tの利活用によるサービス向上	6
1-3 他団体との連携・協働の推進	9
1-4 事務処理の効率化	18

2 人材の確保・育成・活用

2-1 多様な能力を持った人材の確保	22
2-2 職員の育成	24
2-3 職員の活用	29
2-4 職員の働きやすい職場づくり	31

3 持続可能な財政運営

3-1 歳入の確保、歳出の最適化	34
3-2 ファシリティマネジメントの推進	34

1 効果的・効率的な業務執行体制

社会情勢の変化に対応した組織の見直しと、適正な定員管理を行いながら、効果的で効率的な業務執行体制を構築し、ＩＣＴなどの利活用によるサービス向上や業務改善を進め、質の高い県民サービスを提供します。

1-1 効果的・効率的な組織体制の構築

【項目A】社会情勢の変化に対応した組織の見直し

組織体制が社会情勢の変化や高度化・複雑多様化する行政課題に適応したものとなっているか毎年度点検し、事務処理の効率性や組織としての専門性の向上といったさまざまな観点を踏まえ、組織が肥大化することのないよう留意しながら、課題に柔軟かつ迅速に対応し、社会情勢の変化に応えられる組織の見直しを行います。

令和3年度取組内容

○時代の変化に対応した組織の見直し

事務処理の効率性や組織としての専門性を向上させるため、組織体制の検討を行い、令和3年4月1日付で次のとおり組織改正を実施する。

(知事部局)

- ・「デジタル戦略総室」の設置

県内のデジタル化について戦略的に事業を推進するため、政策部内に「デジタル戦略総室」を設置する。「デジタル戦略総室」には、政策部政策課情報通信産業振興室と情報政策課を改編して、県内の生活・産業・行政の各分野でのデジタル化の推進に関する企画や総合調整、情報通信関連産業の育成・誘致に関する業務を行う「デジタル戦略課」と、行政分野のデジタル化施策の推進や庁内システムの保守・開発に関する業務を行う「情報システム課」を設置する。

(教育委員会)

- ・「全国高校総体推進室」の設置

令和4年度に四国4県で共同開催する全国高等学校総合体育大会の開催準備を円滑に進めるため、保健体育課の課内室として、「全国高校総体推進室」を設置する。

- ・県立図書館「業務企画・地域連携課」の設置

地域の中核図書館として、市町立図書館等への支援や関係機関等との連携を強化するため、県立図書館資料課を「資料課」と「業務企画・地域連携課」に改編する。

(警察本部)

- ・「留置管理課」の設置

厳正かつ効率的な留置管理の業務運営や、留置施設における新型コロナウイルス感染防止に取り組むため、人事課内の留置管理室を改編して、「留置管理課」を設置する。

- ・「健康管理室」の設置

職員の健康管理及び新型コロナウイルス感染症予防の体制を強化するため、厚生課の課内室として、「健康管理室」を設置する。

○効率性や専門性の向上のための組織の見直し

- ・令和4年4月からの瀬戸内国際芸術祭の開催準備を円滑に行うため、グループを改編して、瀬戸内国際芸術祭推進課に交流・式典グループを設置する。
- ・新型コロナウイルス感染症などの感染症対応や災害時の薬事関係の対応を迅速に行うため、薬務感染症対策課に庁内外の連携・調整の要となる主幹を設置する。
- ・河川総合開発事業の進捗に伴い、高松土木事務所椋川ダム建設事務所の工事第1課と工事第2課を統合し、工事課を設置する。

1-1 効果的・効率的な組織体制の構築

【項目B】適正な定員管理と人員配置

高度化・複雑多様化する行政課題に的確に対応するため、各部局において適正な定員管理と人員配置を行います。

令和3年度取組内容

○各部局における適正な定員管理と人員配置

(知事部局)

- 平成22年度に2,800人体制として以降、全国最小規模の人員体制を維持してきた。これまでの定員管理を踏まえ、今後とも、高度化・複雑多様化する行政課題に柔軟に対応できる組織・人員体制を確保するとともに、効率的・効果的に行政サービス水準の維持向上を図る観点から、職員の年齢構成や今後の定年延長にも留意しながら、再任用職員も含めた適正な定員管理と人員配置を行う。

(教育委員会)

- 児童生徒数の動向等を踏まえ、教育水準の維持・向上を図る観点から適正な教職員の配置を実施する。

(警察本部)

- 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた警察力の確保や、交通死亡事故抑止対策など治安上の課題に適切に対応していくため、現場重視の観点に立った適正・柔軟な定員管理・人員配置を実施する。

(病院局)

- 令和3年度に見直しを行う「県立病院中期経営目標」及び「県立病院中期実施計画」に基づき、適正な人員配置を行う。

《職員数の状況》

部局名		R2年4月1日 【参考実績】	R3年4月1日	R4年4月1日	R5年4月1日	R6年4月1日	R7年4月1日
知事部局		2,825人	2,840人				
教育委員会	事務局	231人	231人				
	教員	7,735人	7,617人				
	事務職等	474人	470人				
	合計	8,209人	8,087人				
	合計	8,440人	8,318人				
警察本部	警察官	1,868人	1,875人				
	事務職員等	270人	267人				
	合計	2,138人	2,142人				

※病院局については、令和3年度の「県立病院中期経営目標」及び「県立病院中期実施計画」見直し後に、対応する指標を記載。

1-1 効果的・効率的な組織体制の構築

【項目C】危機発生時に対応し得る柔軟な組織と業務執行体制

平時からマニュアルの策定や関係機関等との連携を図るなど危機発生に備えるとともに、危機発生時においては、県民の生命や財産を守るために、必要に応じて対策本部を設置するほか、限られた人員の中で、部局横断的な応援体制を構築するために、柔軟かつ機動的に人員を配置し、迅速に対応します。

さらに、毎年度の研修等を通じ、危機発生時には、県職員が一丸となって対応するという意識が職員の一人ひとりに醸成されるよう取り組みます。

令和3年度取組内容

○危機発生時の対応

- ・令和3年度中に、全庁的な対応が必要な新たな新たな課題が発生した場合には、必要に応じて対策本部を設置するほか、部局横断的な応援体制を構築し、迅速な対応を行う。

○意識の醸成

・危機発生時に一丸となって対応するという意識の醸成

初任者を対象に実施する「県の組織と行財政改革」や、一般職員や主任、副主幹、グループリーダー、新任所属長等を対象に実施する「職員の意識改革と危機管理」の研修の中で、危機発生時には、縦割り意識を払拭し、県職員が一丸となって対応する必要がある旨説明し、職員一人ひとりの意識の醸成を行う。

・現場体験型研修の実施

初任者や新任課長級を対象に、AED 取扱い訓練や応急手当、規律訓練、負傷者搬送訓練、避難器具体験等の「消防学校体験学習」を実施するとともに、一般職員を対象に、災害発生における県職員の心構えの講座を受講するとともに、災害対策本部にて図上訓練等の「危機管理体制」を実施する。

1-1 効果的・効率的な組織体制の構築

【項目D】効果的な組織運営体制の構築

現在の職員数や年齢構成を踏まえ、意思決定の迅速化、職員の総戦力化、中堅職員の管理能力や指導力の育成の観点から、グループリーダーへの任用年齢を段階的に引き下げるなど、効果的な組織運営体制を構築します。

そして、サブリーダーを複数設置するなど職場のコミュニケーションの活性化を図る取組みを進め、次世代を担う職員を育む組織づくりを行います。

令和3年度取組内容

○グループリーダー任用年齢の段階的な引き下げ

- ・令和3年度に実施する自治大学校等派遣研修生選抜試験において、受験可能年齢をこれまでよりも引き下げ、合格者についてはグループリーダーへの任用を行う。
- ・令和3年度に実施するグループリーダー任用チャレンジ制度において、受験可能年齢の引き下げを検討する。

○次世代を担う職員を育む組織づくり

- ・グループリーダーの任用年齢の引き下げと合わせ、次世代を担う職員を育む組織づくりが図れるよう、職場のコミュニケーションの活性化を図るための具体的な取組みについて検討する。

○指導育成・マネジメント力の向上

- ・主任や副主幹、グループリーダー候補者等を対象に、部下指導スキルアップ講座やグループ力向上講座、リーダーシップ向上講座、メンバーシップ向上講座などの指導育成・マネジメント力を向上させるための特別研修を実施する。

1-2 ICTの利活用によるサービス向上

【項目A】行政手続オンライン化の推進

行政サービスの効果的・効率的な提供の観点から、書面・押印・対面主義を見直し、県民の利便性の向上や行政運営の一層の効率化を実現するため、情報セキュリティにも留意しつつ、県の行政手続のオンライン化を積極的に推進します。

令和3年度取組内容

○行政手続きにおける押印の見直し

- ・県民等から県への手続きの中で、県が独自に押印をもとめている約6千件のうち廃止を検討している約97パーセントの手続きについて、国の「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を参考として押印の見直しを行い、条例や規則のうち、関連する国の規程との整合を図る必要があるもの等については、順次、改正を行い、その他のものについては、令和3年9月1日の施行となるよう改正を行う。

○オンライン申請の推進

- ・県民の利便性向上と行政事務の効率化を図るため、今後、国から示される予定の書面・対面規制の見直しマニュアルを参考として、行政手続の見直しを行い、その中で、効率化の観点や、県民の利便性等にも留意しながら、オンライン申請の対象手続を拡大する。

○使用料、手数料等税外収入への電子収納の推進

- ・行政手続のオンライン申請対象手続の拡大に合わせ、使用料、手数料収納を伴う手続について、県民の利便性や収納効率の向上を考慮しながら、その対象や方法に関する検討を行い、当該収納の電子化や窓口収納の電子化を促進する。

1-2 ICTの利活用によるサービス向上

【項目B】データを活用した政策立案や業務執行

ビッグデータ、AI等を活用した政策立案や業務執行を推進することにより、本県における様々な政策課題や業務課題の解決につなげることができるよう取り組みます。

また、職員がデータを活用した課題の把握や政策立案ができるよう、研修制度等の充実を図ります。

令和3年度取組内容

○オープンデータの推進

- ・オープンデータの活用をより一層促進するため、オープンデータカタログサイトを運用する。

○職員がデータを活用した課題の把握や政策立案ができる研修制度等

- ・ビッグデータを活用して地域を分析するスキルや、データ分析を現場での政策形成や業務改善に活用するスキルの習得を目指した研修(統計を政策に生かすための基礎講座)を実施する。

○かがわ縁結び支援センターにおけるビッグデータの活用

- ・会員の活動履歴（お引合せの申込み状況）をビッグデータとして活用し、かがわ縁結び支援センターの縁結びマッチングにおけるお引合せの申込み等の活発化を図る。

○防災・減災対策におけるビッグデータの活用

- ・防災・減災対策におけるSNS情報などのビッグデータの効果的な活用策について調査検討を行う。

1-2 ICTの利活用によるサービス向上

【項目C】効果的・効率的な情報発信の推進

県民が安心して暮らすために必要とされる県政情報をタイムリーに伝えられるよう、県ホームページには誰もが探しやすく見やすく情報掲載を行うとともに、情報通信端末の変化に対応した効果的・効率的な情報発信を推進します。また、迅速かつ的確な情報発信を行うため、職員を対象とした広報研修を毎年度実施するとともに、民間ニュースアプリでの配信など幅広い情報発信手段の確保に努めます。

令和3年度取組内容

○ホームページの適切な情報掲載

- 香川県ウェブアクセシビリティ方針に規定する「JIS X 8341-3:2016」の適合レベルAAの準拠を満たすホームページの運用・管理を行う。

○情報通信端末の変化に対応した効果的・効率的な情報発信

- ツイッターやフェイスブック、インスタグラム、ユーチューブといったSNSによる情報発信とともに、スマートフォンによる閲覧を意識したホームページ作成を行う。
- 紙面による広報は、スマートフォンやタブレット端末に対応した電子情報配信サービスを活用した情報発信を併せて行い、閲覧機会の拡大と利便性の向上を図る。

○職員を対象とした広報研修

- 情報発信の中心となるホームページを職員が速やかに作成できるよう研修を実施する。

○幅広い情報発信手段の確保

- ホームページと連携した民間ニュースアプリによる新着情報の配信を行う。
従来型のメールマガジンも継続発行することで、情報発信手段の一つとして維持する。

1-3 他団体との連携・協働の推進

【項目A】市町との連携の推進

人口減少が進む中、今後も県と市町が住民サービスを効果的・効率的に提供するとともに、新たな課題に対しても、より主体的に挑戦していくよう、県と市町の柔軟な連携を一層推進します。

市町への権限移譲については、地方分権改革の動向を踏まえながら、市町で行うほうが住民の利便性向上により一層資する業務については、地域の実情を踏まえた県と市町の役割分担の観点から、市町と十分に協議を行い、県の権限を市町に移譲することを検討します。

令和3年度取組内容

○総合的な連携体制の構築

・市町との意見交換

直面する諸課題について市町長と意見交換を行う「市町長会議」や「トップ政談会」を開催し、県と市町との連携をより一層強化する。

・市町との連携に関する検討の推進

人口減少が進む中、今後も県と各市町が住民サービスを効果的・効率的に提供するとともに、新たな課題に対しても、より主体的に挑戦していくよう、国の動向にかかわらず、県と市町、市町間の柔軟な連携について県と市町による勉強会を開催し、検討する。

・人事交流の推進

特定の政策課題における連携強化や職員の人材育成等を図るため、市町との人事交流を推進する。

○個別分野における連携体制の構築（主なもの）

・新型コロナウイルス感染症対応への連携

新型コロナウイルス感染症への対応について、国や市町と連携して、県として必要な措置を講じる。

・水道の基盤強化のための連携

将来にわたって安全な水を安定的に供給していくため、県と関係市町で構成する「香川県広域水道企業団」において、スケールメリットを生かして経営の効率化を図りつつ、計画的に水道施設の更新・耐震化等を進める。

・瀬戸内国際芸術祭 2022 の開催に向けた連携

県内関係市町等を構成員とする瀬戸内国際芸術祭実行委員会が実施主体となり、過去の芸術祭作品等を活用した事業を行うとともに、次回の芸術祭に向けた準備を行う。

・個人住民税の滞納額の圧縮に向けた連携

県とすべての市町が連携して、個人住民税の特別徴収の徹底に取り組むとともに、「香川滞納整理推進機構」を活用して、個人住民税の滞納整理に取り組む。

・防災体制の連携強化

地域における防災・減災の諸課題に対応するため、「市町防災・減災対策連絡協議会」などを通じて県と市町の連携を強化する。

・**野生鳥獣被害防止対策推進に向けた連携**

野生鳥獣による農作物被害や市街地での人身被害の防止対策等を効果的に推進するため、県と市町等で構成する「香川県鳥獣被害防止対策協議会」を通じて、情報の共有や施策の連携・協力を図る。

・**さぬき動物愛護センターの高松市との共同運営**

高松市と共同で設置したさぬき動物愛護センターにおいて、犬猫の殺処分の減少に向けて、動物愛護管理の普及啓発や犬猫の譲渡の推進、人と動物に共通する感染症対策や災害時の動物対策等について、高松市と取組みを進める。

・**児童虐待の予防に向けた連携**

市町職員向けの研修を実施するほか、市町に対する巡回相談を実施し、地域における相談体制の強化に向けた支援を行うとともに、児童相談所と児童福祉主管課、母子保健主管課の情報共有、連携の促進により、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応の強化を図る。

・**かがわA I ゼミナールの開催**

A I 技術の利活用を推進する人材を育成するため、三豊市と連携して、県内企業の技術者等を対象に、A I に関する知識・技術の基礎及び実務を学習する講座を開催する。

・**東京オリンピック・パラリンピック関連事業の実施に向けた連携**

2021 年に延期された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に係る事前合宿の受入、ホストタウン事業、オリンピック聖火リレーなどの関連事業について、関係市町や関係団体と連携し、取組みを進める。

・**行政分野のデジタル化推進に向けた連携**

自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化など、行政分野のデジタル化について、県と市町が連携して取組みを進める。

○**市町への権限移譲**

・定住自立圏や連携中枢都市圏といった広域連携の仕組みの活用も図りながら、住民の利便性の向上につながるなど住民に身近な事務について、市町の意向を踏まえた権限移譲を検討するとともに、移譲した事務が円滑に実施できるよう、移譲後のフォローアップなどにより、市町を支援する。

1-3 他団体との連携・協働の推進

【項目B】多様な団体との連携・協働

広域化・高度化・複雑多様化する行政課題に取り組むため、四国や瀬戸内の各県をはじめとする他県、大学、地域団体、民間等との連携・協働を進め、施策のより一層の実施効果を高めます。

令和3年度取組内容

【他県との連携】

○総合的な連携体制の構築

・中四国で連携する体制の構築

中国・四国地方の知事及び経済団体連合会の会長をメンバーとする「中四国サミット」において、広域的な課題等について意見交換を行うなど、中国地方と四国地方との交流拡大や中国・四国地方の一体的な発展を推進する。

・四国で連携する体制の構築

四国知事会において、県境を越えた広域的な課題等への対応や、四国の総合力の向上や効率的な住民サービスの提供などにつながる取組みを推進するとともに、四国4県の合意に基づき、広域連携に資する施策を4県の連携のもと実施する。

・他県と連携する体制の構築

岡山県や高知県との知事会議を通じ、共通の課題等に対応し連携を進め交流や発展を図る。

○個別分野における連携体制の構築（主なもの）

・四国遍路の世界遺産登録に向けた広域連携の推進

四国遍路の世界遺産登録に向け、4県及び関係市町村をはじめ、国の地方支分部局、大学、NPO法人、経済団体等と連携して取組みを進める。

・災害発生時の相互応援体制の充実・強化

災害発生時における県内各市町間の相互応援体制の充実・強化を支援するとともに、中国・四国ブロック内において広域災害が発生した際のブロック内の支援・受援体制の強化を図る。

・海洋プラスチックごみ対策の推進

海洋プラスチックを含む海ごみによる環境汚染は瀬戸内海でも問題となっており、本県、岡山県、広島県、愛媛県の4県と日本財団が連携して、瀬戸内海のごみの発生抑制や回収・処理の取組みを進める。

・四国地域の産業競争力強化に向けた取組みの推進

四国4県、国の地方支分部局、経済界などで構成する「四国地方産業競争力協議会」において、四国地域の持続的な発展を図るため、四国産業競争力強化戦略に沿って各種施策を推進する。

・近県と連携した広域観光の推進

「瀬戸内ブランド」の形成に向け、瀬戸内沿岸の7県等で構成する「(一社)せとうち観光推進機構」と連携して国内外へのプロモーションなどに取り組むほか、「(一社)四国ツーリズム創造機構」と連携して、四国が一体となった効果的な情報発信や誘客活動を展開する。

また、広域観光周遊ルートに認定された瀬戸内ルートと四国ルートを活用し、瀬戸内沿岸の7県や四国4県が連携した誘客活動を推進する。

さらに、「サイクリングアイランド四国」の実現に向けて四国4県が連携・協力して、国内外に四国の魅力を発信することなどにより、サイクリストの誘客を促進し、交流人口の拡大を図る。

・**四国的新幹線実現に向けた取組みの推進**

四国的新幹線実現に向け、四国新幹線整備促進期成会を中心に、4県及び経済団体等と連携し、国等への要望や地元の機運醸成などの取組みを進める。

・**海外販路開拓事業の推進**

四国4県と各県のジェトロ事務所で構成する「四国4県・東アジア輸出振興協議会」において、四国内企業等の東アジア地域における海外販路開拓事業を推進する。

・**重大な家畜伝染病発生時の防疫措置の推進**

四国4県で構成する「四国家畜防疫支援チーム」により、重大な家畜伝染病が発生し、必要な場合には家畜伝染病予防法に基づく県域を越えた防疫活動を行う。

・**瀬戸内海の広範囲に生息する水産資源の回復に向けた連携**

瀬戸内海沿岸11府県などで構成する、「瀬戸内海海域栽培漁業推進協議会」において、国とも連携して資源管理及び栽培漁業を一体化して推進する。

【大学等との連携】

○**県内大学等との連携促進**

- ・県内大学等と県が協力して行う「大学コンソーシアム香川」の活動などを通じて、県内大学等が連携して取り組むことが効果的な広報活動や地域連携活動の促進を図る。
- ・県内大学等の特長を生かした魅力づくりを支援するとともに、県内大学等と地域の連携を深める。
- ・県内大学等と連携し、県内企業の経営者等を講師とした単位認定型の講義などを通じて、学生の県内就職を促進する。

○**大学との共同研究の実施（主なもの）**

・**県民の防災意識の向上等に関する共同研究の実施**

地域防災力の強化に資するため、県民の防災意識の向上や避難行動の促進、各種防災情報の利活用に関する研究を香川大学と共同で行う。

・**里海づくりに関する共同研究の実施**

香川大学と共同で、里海が目指す生物多様性の保全等に資する調査研究を実施する。

・**希少糖に関する共同研究等の実施**

希少糖研究の拠点機能を強化するため、香川大学などと連携して希少糖を用いた地域食品の開発や品質向上の共同研究などに取り組む。

・**モモ新品種の安定生産技術の確立に関する共同研究の実施**

温暖化に対応するため、香川大学と共同で低温要求量の少ないモモ新品種の栽培特性を明らかにし、安定生産技術を検討する。

・**水産業の振興に関する共同研究の実施**

海域の栄養塩濃度の低下によるノリの不作対策として、香川大学等と共同でノリ漁場での栄養塩添加手法の開発検討を行う。

○大学との共同事業の実施（主なもの）

・「かがわ里海大学」の運営

里海づくりをけん引する人材を育成するため、香川大学と共同で「かがわ里海大学」を運営する。

【地域団体やNPO等との連携・協働】

○地域団体やNPO・ボランティア等の支援

・多彩な地域コミュニティ活動の促進

地域づくりの主体となる地域コミュニティの構築に向けた研修を実施するほか、先進的な取組事例の紹介や地域づくりに関する助成制度等について情報提供や助言を行うなど、市町や地域住民が主体となった地域コミュニティづくりに対する支援を行う。

・NPO等の業務遂行能力などの向上

NPO等への専門家派遣や専門家による相談窓口事業、研修会開催を通して、NPO等の業務遂行能力などの向上を図る。

○地域団体やNPO・ボランティア等と連携した事業の実施（主なもの）

・災害ボランティアへの参加意識の醸成における連携

地域の団体等と連携し、令和元年度に作成した「災害ボランティアハンドブック」により意識の醸成を図る。

・災害ボランティアに関する三者連携

行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等が連携して災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受入体制や情報共有のあり方について検討・訓練を実施する。

・地域における防災体制の強化

市町や関係団体と連携し、災害時に機能する自主防災組織の活動強化や研修・講習会を通じた地域防災のリーダーの養成を推進するとともに、地域防災力を担う消防団員の確保に努める。

・環境教育・環境学習の推進における連携

民間団体等と連携し、学校や市町の市民講座などにおいて環境学習講座を実施し、県民の環境保全意識の高揚を図る。

・里海づくり推進における連携

かがわ里海づくり推進事業などにおいて、地域団体等と連携した里海体験ツアー等の開催やクリーン作戦の実施など里海づくりを推進する。

・「みどりの学校」運営における連携

県民総参加の森づくり活動を推進するため、森林ボランティア団体等と連携して「みどりの学校」を運営し、様々な講座を実施するとともに、森林ボランティア活動の紹介と併せて一元的に情報発信を行う。

・さぬき動物愛護センターにおけるボランティアとの連携

さぬき動物愛護センターにおいて、「動物愛護推進員」や「譲渡ボランティア」と連携して、犬猫の譲渡の推進や動物愛護管理の普及啓発に取り組むほか、新たに、「飼養管理サポート」制度を導入し、センターの犬猫の家庭動物としての資質向上に努める。

・道路の美化・保全活動などの推進における連携

県の管理する道路について、道路愛護団体が一定区間の清掃、緑化などの維持管理を行う香川さわやかロード事業を実施する。

・河川・海岸の環境美化・愛護活動などの推進における連携

県が管理する河川や海岸について、地域住民等の団体が清掃などの美化・愛護活動を行うリフレッシュ「香の川」パートナーシップ事業、「さぬき瀬戸」パートナーシップ事業を実施する。

○行政職員の意識啓発

- ・N P Oと行政の協働推進研修会を開催し、地域団体やN P O・ボランティア等との協働に対する行政職員の意識啓発を図る。

【民間等との連携】

○包括協定締結企業との連携

- ・多岐にわたる分野において包括協定を締結している 16 企業と、協定内容に従い、協働できる事業を実施し、地域の一層の活性化や県民サービスの向上を図る。

○多文化共生の社会づくりにおける連携

- ・自治会や企業、国際交流団体等と連携して、外国人住民と日本人住民との交流イベント等を実施し、共にいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができる多文化共生の社会づくりに取組む。

○災害時応援協定の拡充

- ・県と民間事業者等との間での災害時応援協定の締結を進め、官民が協力して、生活物資の確保などの対策を推進する。また、避難所などへの支援物資の供給を迅速かつ的確に行えるように、協定を結んでいる民間事業者等と共同で物資供給訓練を行う。

○民間企業等との連携による事業の実施（主なもの）

・情報通信関連産業の育成に向けた連携

大手通信キャリア等と連携し、A I、I o T、5 Gなどのデジタル技術を活用した地域課題解決やイノベーション創出に向けた取組みの推進を図る。

・交通事故抑止対策における連携

高齢者運転免許卒業者優遇制度による運転免許自主返納の促進、自転車条例の広報啓発や県民への交通安全情報の提供、各種啓発イベントの実施など、交通事故抑止対策を推進する。

・里海づくりの推進における連携

企業のC S R活動として可能な里海活動の紹介や地域の里海活動とのマッチングを行うなどにより、里海づくりの推進を図る。

・県民総参加の森づくりの推進における連携

どんぐり銀行における払戻制度でポイント券を利用した協賛企業の割引特典などのサービスの充実を図り、どんぐり銀行活動の活性化を図る。また、「フォレストマッチング協働の森づくり」として、企業と連携した森づくり活動を行う。

・プラスチックごみ及び食品ロスの削減に向けた連携

プラスチックごみ及び食品ロスの削減に取り組む事業者等を認定・登録し、その取組みを情報発信する等、事業者、消費者等の多様な主体が連携・協働して削減を推進するとともに、機運醸成を図る。

・がん検診の受診率向上における連携

がん検診受診率向上プロジェクトに参画する企業グループと協力し、がん検診の受診率向上に向けた普及啓発を推進する。

・健康づくりの推進

健康づくりに取り組んだ場合に健康ポイントを付与し、一定の健康ポイント数に達すれば、県内の協力店でのサービスや抽選による賞品を受けられる仕組みを活用し、県民の健康づくり意識の醸成と主体的な健康行動の定着を図る。

・子育て支援の推進における連携

社会全体で子育て家庭を応援する気運を醸成するため、企業の店舗等と連携し「みんなトクだね応援団」や「さんさんパスポート」登録店舗、「かがわこどもの駅」認定施設の拡充を促進する。

目標 かがわこどもの駅認定施設数 令和6年度に510か所(第2期かがわ創生総合戦略、第2期香川県健やか子ども支援計画)

・結婚や子育て支援の推進における連携

地域全体で出会いの機会を提供する「応援団体」や、結婚に向けた後押しや環境づくりに取組む「協力団体」への登録を企業等と連携し促進する。また、結婚や子育て支援に関する情報の提供や相談窓口への橋渡しを行う理美容院等の「縁結び・子育て美容-eki」認定店舗のフォローアップ等に努める。

・ものづくり産業の販路開拓・拡大における連携

戦略的マッチング推進事業等において、大手企業等との連携による展示商談会を開催するなど、県内企業のものづくり技術・製品の販路開拓・受注拡大を支援する。

・県内企業の海外展開を支援するための連携

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)と連携し、県内企業のニーズに合わせた情報提供や課題解決支援、海外展開を担う人材育成支援等を行う。

・県内企業による知的財産の活用の促進に向けた連携

日本弁理士会と連携し、知的財産の普及啓発や知的財産の知識を有する人材の育成、知的財産に関する相談会の開催等を行い、地域の活性化と産業の振興を図る。

・M I C E 誘致の推進に向けた連携

M I C E 誘致を効果的に推進するため、行政や観光、宿泊施設などのM I C E 関係機関で構成する香川県M I C E 誘致推進協議会において、高松市や関係団体との連携を強化することにより、官民一体となって誘致を推進する機運の醸成を図るとともに、情報収集・誘致活動を実施する。

・観光・誘客に向けた連携

航空会社や鉄道事業者などの民間企業と連携・協力し、本県への観光客の誘致を図り、交流人口の拡大を目指す。

・高松空港の拠点化の推進における連携

高松空港株式会社と連携・協力しながら、高松空港が四国・瀬戸内の拠点空港として発展するよう、航空ネットワークの充実を図る。

・県産品の販路開拓・拡大における連携

大手食品メーカーや流通事業者との連携による、県産品の販路開拓・拡大を推進する。

・「かがわの食」HAPPYプロジェクトの推進に向けた連携

食関係の団体等と連携して、優れた食や食材をテーマとしたイベントやP R 等を効果的に実施し、県産品の振興を図る。

・地産地消の取組みにおける連携

「かがわ地産地消協力店」や「かがわ地産地消応援事業所」など県産農水産物を利用する異業種と農業者・漁業者との交流の場を設け、地産地消の実践につながる取組みを継続・強化する。

・水産物の消費拡大に向けた連携

一般社団法人香川県水産振興協会やさぬき海の幸販売促進協議会等と連携し、水産食育教室や体験学習会等を実施し、消費拡大のため魚食普及活動を継続・強化する。

1-3 他団体との連携・協働の推進

【項目C】社会情勢の変化を踏まえた外部委託等の活用

社会情勢が変化する中、効率的なサービスの提供やサービス水準の向上など、民間の知識やノウハウの活用による効果が期待される事業については、外部委託を進めます。

指定管理者制度については、新たに施設を設置した場合には、指定管理者制度を導入することを基本とするとともに、指定更新にあたっては適切に評価・検証を実施し、次回選定の是非や選定にあたっての公募条件、業務内容等に検証結果を活用します。

令和3年度取組内容

○今後の外部委託の活用に向けた検討

- 今後の外部委託の活用について、他の自治体の動向に注視しつつ、本県の今後の取組みにおいて参考になるものについては、その状況等について調査・研究を行う。

○新県立体育館の管理運営方法の検討

- 新県立体育館の管理運営について、民間事業者が持つ資金やノウハウを活用すること等の工夫により、施設の収益性を高め、管理運営を効率的かつ効果的に行うとともに、利用者にとって低廉で良質なサービスを提供するため、最適な管理運営の方式や事業期間、募集時の要件等について検討する。

○指定管理者制度の適正な運営

- 公の施設の管理について、適正かつ効率的な運用を図ることを目的として、「指定管理者制度の導入等に関する基本方針」に基づき、制度の円滑な導入を図るとともに、制度の適正な管理運営を図る。
- 令和3年度に指定管理期間が終了する7施設について、令和4年度以降も、引き続き、指定管理者制度の円滑な導入等が図られるよう、年度当初に施設所管課の担当者に対し、指定更新に向けた説明会を開催する。
- 指定管理者制度の適正かつ効率的な運用について、他の自治体の動向に注視しつつ、本県の今後の取組みにおいて参考になるものについては、その状況等について調査・研究を行う。

<令和3年度に指定管理期間が終了する施設>

	施設名	施設所管課
1	坂出緩衝緑地	交流推進部交流推進課
2	瀬戸大橋記念公園	"
3	番の州球場	"
4	さぬき空港公園	土木部都市計画課
5	土器川公園	"
6	香川県立武道館	教育委員会保健体育課
7	香川県立丸亀競技場	"

1-4 事務処理の効率化

【項目A】内部統制の推進

事務処理の適正確保を進めるための基本的な考え方である「香川県内部統制基本方針」に基づき、知事を統括責任者とした体制により、全所属への立入検査や毎年度の所属長向けの研修を行い、内部統制を適正かつ効果的に推進します。

令和3年度取組内容

○内部統制体制の推進

- ・統括責任者である知事を本部長とする内部統制本部会議を開催し、方針、運用、評価等の重要な事項について審議・決定する。さらに、会計年度毎に、内部統制の整備状況及び運用状況に関する評価を行い、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査に付した上で、県議会に提出するとともに公表する。

○所属長（内部統制推進者）向けの研修の実施

- ・所属長（内部統制推進者）の指導のもと、あらかじめ対応策を講じることで事務の適正執行を確保する内部統制の取組みが徹底されるよう、所属長向けの研修を実施する。

○内部統制体制の充実

- ・地方自治法に基づき導入した内部統制制度が適正かつ効果的に運用されるよう、財務に関する事務に係る研修や実地検査等の充実を図るとともに、所属長が行う検査の適切な実施を推進する。

○適正かつ効率的な会計事務の確保策の検討

- ・適正かつ効率的な会計事務を確保するため、効率性・最小限の必要性の観点から手続きや様式の点検を行うとともに、事務ミスの効果的な回避策等を検討する。

1-4 事務処理の効率化

【項目B】ICTを活用した事務の効率化の推進

情報通信に係る新たな技術やサービスを必要に応じて導入・活用するとともに、業務のデジタル化を進めることで、事務の効率化やコスト削減を推進します。このうち、既に導入しているRPA及びAI-OCRについては、引き続き活用対象の拡大に努めるほか、新たな文書管理システムを導入し、財務会計システムと連携させることにより、電子決裁を推進します。

さらに、モバイルパソコンを利用したオンライン会議やペーパーレス会議、モバイルワークなども積極的に実施し、これまでの業務のあり方や進め方を見直すなど、事務の効率化を推進します。

令和3年度取組内容

○AI等の活用による業務効率化の推進

- AIを活用して手書き文字等をテキストデータに変換するシステムやパソコン操作を自動化するシステムの活用による業務の効率化を推進するため、導入効果や課題等を検証し、必要な改善を図るとともに、新たな適用業務の掘り起こしを行う。

○電子決裁の推進による文書事務の効率化

- 電子決裁を一層推進し、文書事務の効率化や適正な文書管理の確保を図ることを目的とした新たな文書管理システムへの移行及び活用を円滑に進める。

○電子決裁の活用による会計事務処理の効率化、ペーパーレス化の推進

- 会計事務の効率化、ペーパーレス化を目的とした財務会計システムの電子決裁方式へ円滑な移行（令和4年1月実施予定）を図る。

○庁内業務のデジタル化の推進

- 一人一台パソコンとして全職員に配備したモバイルパソコンを活用し、オンラインやペーパーレスによる会議、出張先でのモバイルワークなどを積極的に実施することより、庁内業務のデジタル化を推進する。

1-4 事務処理の効率化

【項目C】業務改善の取組み

社会情勢が変化する中、新たな行政課題に対応するに当たり、施策の有効性の観点等から、毎年度、事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルトをより一層徹底し事業数の管理に努めます。

そして、業務改善の取組み事例の職員間でのタイムリーな情報共有や、3S（整理・整頓・清掃）運動の定期的な実施、引継時の業務スケジュールの見える化など、あらゆる業務改善の取組みを進め、既存の業務内容や業務手続などを常に見直すことで、高度化・複雑多様化する行政課題に対応し、組織全体として生産性を向上させます。

さらに、毎年度、業務改善に関する職員研修を実施することで、職員の意識改革を進めます。

令和3年度取組内容

【事業のスクラップ・アンド・ビルトの徹底】

○施策評価の実施

- ・令和2年度が最終年度である「新・せとうち田園都市創造計画」に沿って取り組んできた施策の評価を実施し、計画の進捗状況を把握するとともに、評価結果を令和3年度半ばに策定を予定している次期総合計画に沿って取り組む施策や事業の見直しに反映させる。

○新規重点事業に必要な財源確保

- ・令和3年度半ばに策定を予定している次期総合計画に掲げる22の重点施策を積極的に推進するため、新規重点事業に必要な財源の2分の1を、政策目的を共にする既存事業等のスクラップ・アンド・ビルトの徹底により確保する。

○事業数の管理

- ・事業の目的・効果、市町・関係団体等との役割分担を勘案した既存事業の見直しなどにより、事業数の管理に努める。

【業務改善】

○業務改善部門職員褒賞の実施

- ・業務改善の重要性・必要性を職員に浸透させ、全庁一丸となって業務改善に引き続き取り組み、優れた取組みには業務改善部門職員褒賞を実施する。

○業務改善に関する職員向けの各種研修の実施

- ・管理職によるトップダウン型の業務改善を推進するため、所属長以上の職員を対象とした研修を実施するとともに、特別研修においても、職員の業務改善スキルを高めるための研修（業務改善につながるマニュアル作成講座）を実施する。

○業務改善の取組み事例の情報共有

- ・行政情報ネットワーク上の「業務改善事例共有システム『カイゼン』」に、職員が自ら取り組んだ改善事例を登録するように推奨し、職員間でタイムリーな情報共有を行う。

○事務執行の見直しについて

- ・事務処理の効率化と生産性の向上により効果的で効率的な行政運営を図るため、部局長や所属長自らが、業務の進め方や会議開催の見直しなど、事務執行の点検・見直しを行うとともに、取組み例は、「業務改善事例共有システム『カイゼン』」に掲載し、横展開を図る。

○3S運動（整理・整頓・清掃）の推進

- ・業務の進捗状況やムダを「見える化」するため、年3回の推進期間を設け、執務環境や文書、電子データ、物品等の整理・整頓・清掃を集中的に実施するなど、3S運動を実施する。

○業務スケジュールの見える化の推進

- ・業務スケジュールの見える化として、人事異動時の引継書に年間スケジュール表の添付する「引継書に「プラスワン！」」運動の展開を図る。

【会計事務処理の合理化】

○発注事務の経済性、契約事務の競争性・公平性の確保

- ・発注事務について、引き続き、その合理化を進めるとともに、契約事務については、前例踏襲により漫然と処理することなく、契約手続の前段階として実施する公募手続などの競争性を高める取組みを活用することにより、経済性・競争性・公平性の確保を推進する。

○適正な物品管理の確保

- ・備品管理の事務手続きの効率化を図るため、手続きや様式の点検を行うとともに、特定の消耗品については備品に準じた管理簿での管理を行うなど、適正な物品管理の確保を推進する。

1-4 事務処理の効率化

【項目D】マイナンバーの有効活用

マイナンバーを利用して、福祉や税の分野などで行政サービスの向上や業務の効率化を図ります。具体的には、国や市町などとの情報連携により、県民が手続時の添付書類を省略できる事務を、現行の4事務から拡大するとともに、国に情報連携をより行いやすい環境整備を働きかけます。

令和3年度取組内容

○情報連携の推進

- ・情報連携の円滑な運用、徹底及び対象事務の拡大が図られるよう、府内関係課及び市町に対し、積極的に情報提供を行うとともに、国に対して情報連携をより行いやすい環境整備を働きかける。
- ・情報連携のメリットについて、リーフレットなどにより国等と連携して広報を行う。

○マイナンバーカードの利活用の促進

- ・マイナンバーカードの普及に向けて、その利便性・安全性について広報活動を行うとともに、各市町に対しマイナンバーカードの利活用を働きかける。

2 人材の確保・育成・活用

優秀な人材の確保や、多様な能力を持った職員の育成に努めるとともに、適正な人員配置などにより人材活用を推進し、限られた人員で組織全体として最大限の力を発揮していきます。

2-1 多様な能力を持った人材の確保

【項目A】採用試験・採用活動の見直し

将来の県政を担い、多様な視点を持ち県民本位で行動する優秀な人材を確保するため、社会情勢の変化を踏まえ、採用試験の実施方法等を検討するとともに、県の仕事の内容、魅力、人材育成支援策、働き方改革への取組などを分かりやすく説明するなど工夫しながら、リクルート活動の強化やソーシャルメディアを活用した情報発信を行うなど、採用活動の充実に取り組みます。

令和3年度取組内容

○職員によるリクルート活動の推進

- ・職員が大学等へ出向き、県職員の業務内容や魅力などを、就職活動を控えた学生等に対し、直接語りかけるなど、採用活動を推進する。

○県職員採用関連情報の発信強化

- ・就職情報サイトや県のホームページでの情報発信に加え、ソーシャルメディアを活用して県政情報や県職員の採用関連情報などを継続的に発信する。
- ・県の仕事に興味を持っている学生等を対象に県の業務内容の紹介や職員との意見交換等を行う採用セミナーについて、オンラインを活用した効果的な開催方法を検討する。

○採用試験等の実施方法の見直し

- ・令和2年度に実施した職員採用試験の結果や他の都道府県の状況等を参考にしながら、職員採用試験の実施方法等について幅広く検討を行う。

2-1 多様な能力を持った人材の確保

【項目B】インターンシップの実施

学生の職業観や就労意識の向上を図り、自らの適性・適職を考える機会を提供するとともに、香川県職員の仕事の魅力に触れ、県政に対する理解を促進し、将来の県政を担う優秀な人材の確保につなげることを目的として、香川県庁インターンシップを継続的に実施します。

令和3年度取組内容

○香川県庁インターンシップの実施

- ・次年度に就職活動を控えた大学3年生を対象に、これまでの訪問型のみならず、オンラインを活用するなど、誰もが参加しやすい香川県庁インターンシップを開催する

○採用内定者に対するきめ細かな対応

- ・採用内定者に対するきめ細やかな情報発信や相談対応を行うとともに、周知会を開催し、入庁前から県職員としての意識づけなどを図る。

2-1 多様な能力を持った人材の確保

【項目C】多様な人材の確保

さまざまな行政課題に的確に対応するため、民間企業や公的機関等で活躍した経験を持つ職務経験者を採用するとともに、専門的な知見が求められる場合は任期付職員を活用するなど、多様な知識や技術、能力を持った人材の確保に努めます。

令和3年度取組内容

○職務経験者採用の実施

- ・民間企業等で培った職務経験者の多様な知識・経験を生かして組織の活性化を図るとともに、職員の年齢構成のアンバランスを是正するため、民間企業等での職務経験を生かせる行政分野や、年齢構成の是正等を図るべき職種などについて検討した上で、令和4年4月の採用に向けた採用選考を実施する。

○特定分野における任期付職員の検討

- ・個別の行政課題に対応するため、専門的な知識・経験を有する任期付職員の採用の必要性について、他の自治体の動向に注視しつつ、本県の今後の取組みにおいて参考になるものについては、その状況等について調査・研究を行う。

2-2 職員の育成

【項目A】能力・実績主義の推進

職員の意欲や能力を引き出すとともに、実績を上げた職員が適切に評価されるよう、職員育成方針とも連動しながら、人事評価制度の効果的な運用に努めます。また、育成面談の活性化や考課者研修の充実などにより公平・公正性の確保や納得性の向上を図り、考課結果を的確に任用や給与に反映させます。

令和3年度取組内容

○人事考課制度の活用

- ・より公平性や納得性の高い人事考課制度としていくため、制度の運用状況を検証し、職員育成方針とも連動しながら、必要な見直しを検討する。

○考課職員の能力向上

- ・新任グループリーダーに対する考課者研修を実施し、考課者の能力向上を図る。

○査定昇給の実施

- ・能力や勤務実績が的確に反映されるよう査定昇給制度を運用する。

○勤勉手当成績率の運用

- ・勤務実績が的確に反映されるよう勤勉手当制度を運用する。

○職員育成面談

- ・人材育成の観点から上司と部下が対話することにより、相互理解を促進し、信頼関係の醸成や情報の共有化を図るとともに、部下の長所・短所を把握した上で能力開発の方向性を助言することにより、自己啓発の動機付けを図るため、職員育成面談を行う。

2-2 職員の育成

【項目B】職員のキャリア開発の促進

計画的な人事ローテーションを行い、人事交流を含めた様々な職務を経験することによって職員の能力向上を図ります。そして、職員の自律的なキャリアプランを支援するとともに、分野ごとのスペシャリストとしてのキャリアを選択できる複線型人事管理制度の推進、将来の幹部候補の計画的な育成、グループリーダーへの任用年齢を段階的に引き下げるなど早い時期からの中堅職員の管理能力や指導力の育成などを行い、職員のキャリア開発を促進します。

令和3年度取組内容

○育成の観点や業務量等を踏まえた適正配置の推進

- ・職員の職階や人材育成の視点を踏まえ、各所属の行政課題や業務量等に応じた適正な人員配置を推進する。

○人事ローテーションの見直し

- ・職員育成方針と連動して、職員の年齢構成等を踏まえた人事ローテーションを実施する。

○職種にとらわれない職員配置の推進

- ・技術職種を中心とした人材育成を図るため、令和3年4月の人事異動においても職域拡大を実施する。

○複線型人事管理の推進

- ・職員の適性や専門的な能力を生かし、行政課題の専門化に対応するため、係長級に昇任後4年目以降の職員又は課長補佐級（副主幹）の職員を対象に複線型人事管理制度を運用するとともに、行政課題の高度化・複雑化に伴い、高度な専門知識を要する分野が拡大していることなどを踏まえ、隨時、募集分野を見直す。

○意欲と能力のある職員の登用

- ・意欲や能力のある人材を管理職や課長補佐等の指導的ポストに任用するため、管理職ポストチャレンジ制度やグループリーダー任用チャレンジ制度を実施する。

○庁内公募制度

- ・職員の意欲や能力を十分發揮できる機会をつくるとともに、職員の士気の高揚と組織の活性化に資するため、職員が自ら取り組みたい業務等について直接申し出ることができる庁内公募制度を実施する。

2-2 職員の育成

【項目C】研修制度の充実

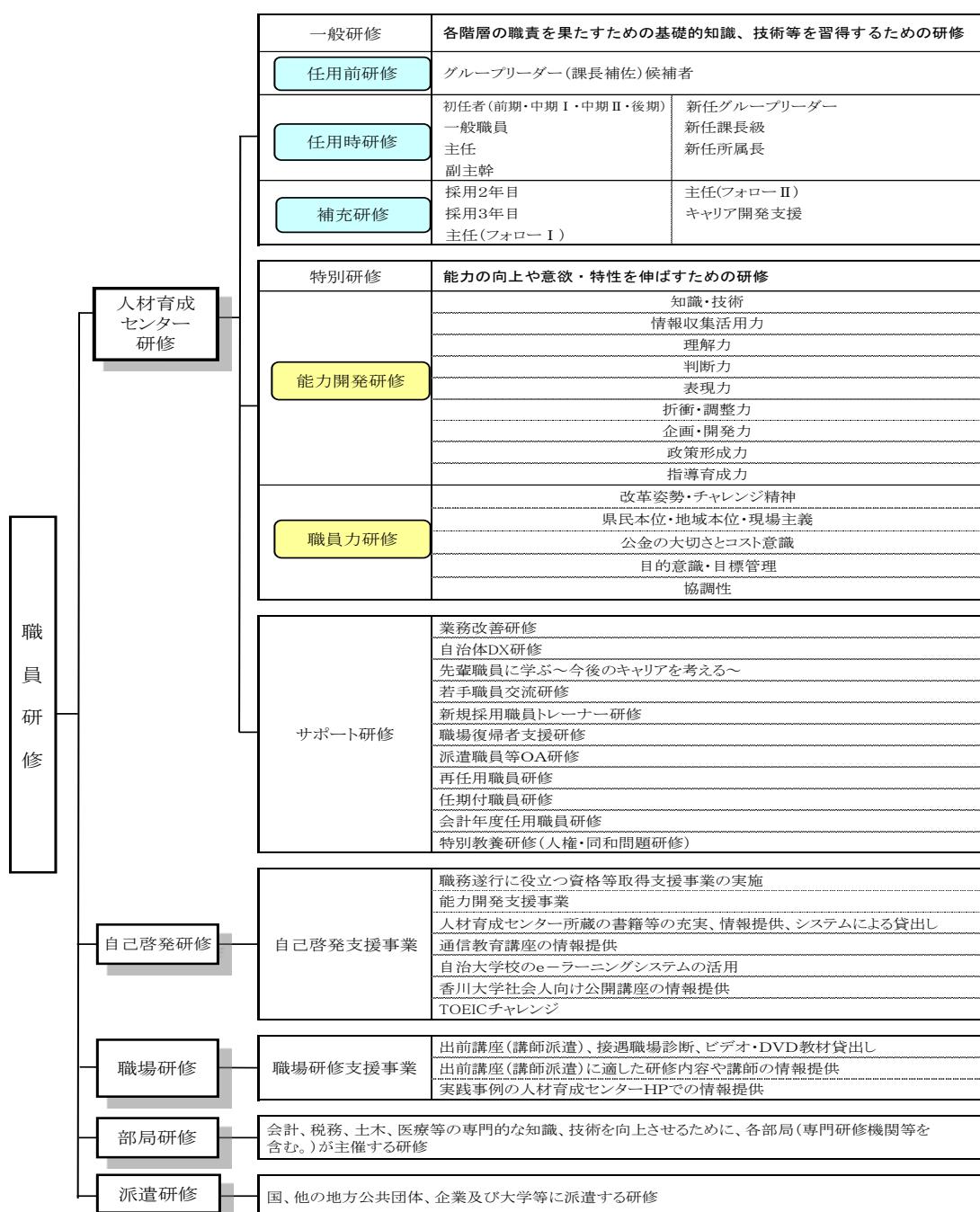
求められる職員像に向けて職員が成長するためには、初任者研修や主任研修、新任所属長研修など、職階ごとに求められる能力等を確実に習得させるとともに、職階に関わらず、折衝・調整力を高めるための研修や専門能力の向上を図るための研修を実施するなど、社会情勢の変化や職員のニーズにあわせた職員研修の充実に努めます。

さらに、職員一人ひとりが自発的かつ主体的に自己啓発に取り組むことができるよう、職務に役立つ資格取得や能力開発への支援を充実させるとともに、ICTを活用したオンライン研修などの導入にも取り組みます。

令和3年度取組内容

○職員研修の全体像

職員研修体系



○一般研修

- ・職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能、態度その他基礎的教養を一般的に習得させることを目的として任用時、任用前等に行う。
(各職階で行われる研修)

	研修内容等
初任者	公務員倫理、勤務条件、県の組織と行政改革、県政の現状と課題、情報セキュリティ対策、人権・同和問題、著作権の取扱い、消防学校体験学習 等
採用2年目	広聴・広報、認知症サポーター、男女共同参画社会の推進、国際化の推進、文化の振興、適正な会計処理、文書事務・公文書作成ワーク、高齢者・障害者疑似体験 等
採用3年目	公務員倫理、職場の業務改善、若手職員の先読み仕事術、高齢者・障害者疑似体験 等
一般職員	県政の現状と課題、人権・同和問題、適正な会計処理、職員の意識改革と危機管理接遇マナーのスキルアップ、危機管理体験 等
主任	県政の現状と課題、業務改善、ワーク・ライフ・バランス、職員の意識改革と危機管理、豊島問題、予算の基礎知識、適正な会計処理、人権・同和問題
副主幹	県政の現状と課題、人権・同和問題、情報公開と個人情報保護、予算・議会の基礎知識、職員の意識改革と危機管理、心と体の健康、適正な会計処理 等
新任グループリーダー	県政の現状と課題、議会・予算の基礎知識、労務管理、第1次人事考課、目標管理による実績考課の進め方、人権・同和問題、不当要求に備えて、文書審査、職員の意識改革と危機管理、ハラスメント対策、ワーク・ライフ・バランス、部下のメンタルヘルス、適正な会計処理、職員面談 等
新任課長級	職場の労働安全衛生、部下のメンタルヘルス、職員の意識改革と危機管理、ハラスメント対策、人権・同和問題、障害者差別の解消に向けて、適正な会計処理、消防学校体験学習 等
新任所属長	職員の意識改革と危機管理、ワーク・ライフ・バランス、内部統制、情報セキュリティ対策、アンガーマネジメント、業務改善、タイムマネジメント 等

○特別研修

- ・職員がその職務を遂行するために必要な専門的又は実務的な知識又は技能を習得させることを目的として行う研修及び職員の一般的な教養を高めることを目的として行う。具体的には、知識・技術や、情報収集活用力、政策形成能力、指導育成力等の能力を開発する研修や、改革姿勢・チャレンジ精神、公金の大切さとコスト意識、目的意識・目標管理などの職員力を向上させる研修を行う。

○サポート研修

- ・職員がその職務を遂行するために必要な知識又は技能を習得させること及び職員の一般的な教養を高めることを目的として、特定のテーマ又は職員について行う。

○自己啓発を促進するための環境整備

- ・職務遂行に役立つ資格等取得について、情報提供に努めるほか、自己啓発の参考となる書籍の充実を図る。
- ・職員の語学力向上や外国人への対応能力向上、国際感覚の習得を図るため、語学資格の取得を支援する。

○職場研修

- ・職場において、職員が職務を遂行するために必要な知識、技能、態度等を向上させるためを行う。

○オンライン等研修

- ・特別研修のうち、企業会計実務講座や正しくわかりやすい文書作成講座などの5講座や、一般研修の一部において、ICTを活用したオンライン等研修を実施する。

2-2 職員の育成

【項目D】職員の意識改革

職員のコンプライアンス意識の更なる徹底やチャレンジ精神の向上、コスト意識の浸透、縦割り意識や前例踏襲意識の払しょく、働き方改革への積極的な取組み、危機発生時には、県職員が一丸となって対応するという意識の醸成など、研修などの場を通じて職員の意識改革の徹底を図ります。

令和3年度取組内容

○意識改革に関する職員研修等の実施

- ・職階別研修で「職員の意識改革と危機管理」をテーマとした講義を継続して実施するとともに、危機対応能力の向上や現場主義の重要性を認識することを目的とした、体験型研修を実施する。
- ・チャレンジ精神やコスト意識、県民本位の発想、目標管理の意識など、職員に求められる多様な資質を向上させるための研修を実施する。
- ・事務処理のミス（ケアレスミス）が重なることで、コンプライアンス違反に発展するなど、その影響の大きさを熟知することで、法令順守の大切さを理解するとともに、仕事の本質的目的を理解し、それにあった手段・方法を自ら考え実行すること、併せて現状への問題意識を持つことで仕事の基礎力を向上させ、結果としての事務処理ミス（ケアレスミス）防止を図る研修を実施する。

○危機発生時に一丸となって対応するという意識の醸成

([P 4] 1-1C) 再掲)

○業務改善に関する職員向けの各種研修の実施

([P 20] 1-4 (C) 再掲)

○働き方改革等に向けた意識改革の推進

- ・職階別研修の場で、働き方改革やワーク・ライフ・バランスの確立に関する研修を実施することにより職員の意識改革を図り、あわせて、超過勤務の縮減に向けた取組みも継続して実施し、より実効性を高める。

○職員の士気を高める褒賞制度の構築

- ・職員褒賞制度について、より幅広く業績を把握する仕組みを整えるとともに、受賞者の情報を広く発信し、職員の意欲の向上や組織の活性化を図る

○防災対策講座の実施

- ・南海トラフ地震・津波に関する職務上必要な基礎知識を習得し、災害対応能力を向上させるため、職員向けオンライン研修において防災対策講座「香川県地震・津波被害想定編」「南海トラフ地震に関するDVD視聴編」「香川県庁業務継続計画(震災対策編)」を実施する。

2-3 職員の活用

【項目A】女性職員の活躍促進

女性職員の活躍支援や仕事と家庭生活の両立支援に取り組み、職員一人ひとりが、能力を十分に発揮できる「女性職員が一層輝く香川県庁」を目指します。

なお、具体的な取組み内容については、令和2年度に作成する「女性活躍推進法に基づく香川県特定事業主行動計画」に記載し、令和7年度までの数値目標を掲げます。

令和3年度取組内容

○女性管理職の積極的な登用

- ・令和2年度に策定した「女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の一層の活躍推進に向けた、任用や研修等の取組みを進める。
- ・令和3年4月の人事異動において、意欲や能力を備えた女性職員を管理職やグループリーダーなどへ積極的に登用し、幅広い分野への配置を進めることで、女性職員の能力をより一層活用していく。

○女性のキャリア形成を支援する研修の実施

- ・女性職員が意欲を持って能力を発揮し、県政を担う職員の一人としての役割を果たしていくため、自身の将来のキャリアについて考えるきっかけとなり、男性職員も含めて女性の活躍の意義を理解することを目的の一つとするワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施する。

○職場への復帰を支援する研修の実施

- ・育休職員等が円滑に職場復帰できるよう職場復帰者支援研修を実施する。

2-3 職員の活用

【項目B】定年延長への適切な対応

定年延長の導入を見据え、国家公務員の動向等の情報収集に努めるとともに、導入された場合の人事管理や定員管理、給与等のあり方についての検討を進め、定年延長に適切に対応します。

令和3年度取組内容

○適切な退職管理の推進

- ・地方公務員法や職員の退職管理に関する条例に基づき、退職後の再就職者による働きかけなどの規制や、任命権者への再就職情報の届け出、再就職状況の公表などを適切に運用し、退職管理の適正性を確保する。

○退職職員の再任用

- ・県職員として培ってきた知識や技能、経験を踏まえ、再任用職員の適材適所の配置を進めるとともに、職員の年齢構成や今後の定年延長にも留意しながら、再任用職員も含めた適正な人員配置を行う。

○定年延長への対応

- ・60歳を超える職員の能力・経験を活用するうえで、定年年齢の引き上げに関する国の検討状況の情報収集に努める。

2-3 職員の活用

【項目C】ベテラン職員からの技術継承の促進

再任用職員を含むベテラン職員の知識やノウハウを、次世代を担う若手職員に効果的に引き継ぐため、技術継承に資する研修を充実させるとともに、OJTを促進する適材適所の人員配置に努めます。

令和3年度取組内容

○再任用職員による技術継承

- ・再任用制度を有効に活用し、OJTを促進する配置に努め、豊富な知識・経験や技能を有する再任用職員から若手等の後輩職員に対する職場での知識や技能の継承を図る。

○定年退職前における技術継承

- ・職員数の少ない職種については、現役職員の定年退職前に職員の前倒し採用に努め、技術の継承を図る。

○職場研修の推進

- ・職場研修を効果的に推進するため、各所属のOJT指導者や新規採用職員の指導・育成を担当するトレーナーを対象とした研修を実施する。また、職場におけるOJTを推進するため、中堅職員を対象にした研修を実施する。

2-3 職員の活用

【項目D】社会貢献活動への支援

人口減少社会に伴う人材の希少化等を背景として、公務員も地域社会での活躍が期待されており、ボランティア活動への参加や、職員の意識を醸成させるための地域活性化に向けた取組みに関する研修への参加を促すなど、職員の社会貢献活動への参加を推進します。

職員が社会貢献活動に従事する場合の服務上の取扱いやボランティア休暇などについて、毎年度、研修等で職員に周知を図ります。

令和3年度取組内容

○職員研修等の実施等

- ・職階別研修やe-ラーニングシステムで実施している公務員倫理に関する講義において、地方公務員法や条令・規則等における職務専念義務や営利企業への従事許可について周知・説明を行う。
- ・各自治体職員の社会貢献活動への参加推進方策について、他の自治体の動向に注視しつつ、本県の今後の取組みにおいて参考になるものについては、その状況等について調査・研究を行う。

2-4 職員の働きやすい職場づくり

【項目A】ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人ひとりが家庭や地域における充実した生活を送りながら意欲を持って職務に取り組み、十分にその能力が発揮できるよう、柔軟な働き方を可能とする早出・遅出勤務や在宅勤務のあり方の検討、『仕事と子育て・介護両立支援サイト（府内ネットワーク）』における周知方法の充実や研修等を通じた職員の意識改革による休暇・休業制度等の利用促進、業務の効率化等による総労働時間の短縮や年次休暇の取得促進など、仕事と生活の調和を図ることができ、安心して働く職場環境づくりを進めます。

なお、具体的な取組み内容については、「次世代育成支援対策推進法に基づく香川県特定事業主行動計画 2020-2024（香川県庁未来を育てる子育て応援プラン）」に記載しており、令和6年度までに、男性職員の育児休業取得率を13%にするなどの数値目標を掲げています。

令和3年度取組内容

○次世代育成支援対策推進法に基づく香川県特定事業主行動計画

- ・職員が子どもを安心して生み、子育て中は男女を問わず子育てに向き合え、協力して家事や育児を行い、全ての職員が家庭や地域における充実した生活を送りながら意欲を持って職務に取り組むことができることを目的に、雇用環境の整備や職場の雰囲気づくり、本人の希望に応じて制度を活用できる環境づくりに取り組む。

【令和6年度までの数値目標】

目標1 本人の意向を踏まえた子育てを支援する職場づくり

- ・子育てプログラムの提出率 100%

目標2 男性職員が子育てに参加しやすい職場づくり

- ・配偶者出産休暇(3日)・育児参加休暇(5日)の取得率 100%
- ・男性職員の育児休業取得率 30%

目標3 仕事と子育ての両立ができる職場づくり

- ・子育てに関して必要なときの休暇取得率 100%
- ・職員の年次休暇の取得日数 15日

- ・新型コロナウイルス感染症対策としての早出遅出勤務の実施実績や他団体の取組み状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えて、柔軟な働き方を可能とする勤務時間のあり方を検討する。
- ・時間外勤務命令の上限等を踏まえ、超過勤務の縮減に取り組むほか、年次休暇の取得促進に努め、総労働時間の短縮を図る。
- ・管理職に対し、特定事業主行動計画に基づき、職員が仕事と家庭生活との調和を図ることができる組織マネジメント能力を向上させる研修を実施する。
- ・ワーク・ライフ・バランスについて理解を深めるため、職階に応じた内容で研修を実施する。
- ・通勤時間や休憩時間などを有効に活用できる柔軟で多様な働き方への取組みの一つとして、育児・介護を行う職員を対象にテレワークによる在宅勤務を実施し、ＩＣＴを活用した仕事と家庭生活の両立を支援する。

・職場への復帰を支援する研修の実施

([P29] 2-3 (A) 再掲)

2-4 職員の働きやすい職場づくり

【項目B】職員の安全衛生・健康管理

職員一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮し、組織全体の生産性を向上させていくために、職場の安全衛生の確保や心身の健康の維持向上に取り組みます。

なお、具体的な取組みについては、香川県職員安全衛生管理規程に基づき毎年度作成する「職員安全衛生管理事業計画」により、安全衛生管理体制の整備や疾病の予防と健康の保持増進、メンタルヘルス対策などを推進します。メンタルヘルス対策については指針である「香川県職員の心の健康づくり計画」を令和3年度に改訂し、メンタルヘルスのより効果的な対策を実施します。

令和3年度取組内容

○職員安全衛生管理事業計画の策定

職員の心身両面にわたる健康保持・増進を図るため、令和3年度職員安全衛生管理事業計画を策定し、それに基づき、次の5項目の主要課題について取り組む。

・安全衛生管理体制

職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法及び香川県職員安全衛生管理規程に基づき、安全衛生管理体制を整備し、安全衛生管理の役割及び責任の明確化を図る。

・快適な職場環境づくり

災害防止や快適な職場環境づくりのために、疲労やストレスを与える不快な要因を調査し、また、職場の実情や問題点を把握するため、定期的に職場巡視を行うとともに、問題点等については衛生委員会等の場を活用し、調査・審議を行い改善を図る。

また、社会的な関心が高い喫煙対策をはじめとした職場環境対策や災害防止対策についても引き続き取り組む。

・疾病予防と健康の保持増進

職員の健康管理の基本となる健康診断を適切に実施し、生活習慣病、結核及び職業性疾病などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を職員の健康のバロメーターとして事後の健康増進のために活用する。

また、過重勤務者対策については、引き続き産業医による保健指導や助言指導などを実施し、職員の健康維持に取り組む。

・メンタルヘルス

予防・早期発見から長期療養者の職場復帰・再発防止に到るまで、各段階に応じた、きめ細かな健康管理を行うため、職員本人・管理職員・産業保健スタッフ・職場外の専門家等によるケアを有機的に機能させ、心の健康づくりに関する情報提供や研修、相談等を実施する。

また、令和3年度は「香川県職員の心の健康づくり計画」（平成18年策定 5年ごと改訂）について、職場復帰支援の強化を主な柱とした改訂を行う。

・労働安全衛生教育

安全衛生管理スタッフの育成や職階別の安全衛生教育などを実施するとともに外部機関が実施する研修会等の活用し、職場の安全衛生を効果的に推進するための研修等を行う。

また、「健康管理室だより」「たばこ通信」「ニュースレター（心けんこうですか？）」等の定期的・タイムリーな発行を通じて積極的な情報提供に努め、職員の安全衛生に対する意識の高揚を図る。

2-4 職員の働きやすい職場づくり

【項目C】ハラスメントのない職場づくり

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、職場における妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントなどは、職員の働く権利を侵害するとともに、公務能率や士気の低下を招くなど、極めて大きな悪影響を及ぼすことから、その防止に向けて研修等により職員の意識啓発を図るとともに、各種相談窓口の設置等、予防と対応の両面から対策を講じ、職員が安心して働くことのできる、ハラスメントのない職場づくりに取り組みます。

令和3年度取組内容

○ハラスメント防止のための研修の実施

- ・新任課長級研修等の機会を捉えてハラスメントの防止に向けた講義を実施するなど、ハラスメントのない職場づくりに向けて、管理職に対し防止責任の周知徹底を図る。

○相談窓口の設置

- ・ハラスメントに関する相談窓口を設置し、相談があった場合は、その事案に係る事実関係を迅速かつ正確に確認し、事態を悪化させないよう事案の内容・状況に応じ、適切に対応する。

3 持続可能な財政運営

県民生活や県内経済への影響等に留意しながら収支均衡を図るとともに、人口減少などの社会構造の変化を踏まえ、限られた財源を効率的に活用することにより、持続可能な財政運営を進めます。

3-1 歳入の確保、歳出の最適化

具体的な施策については、別途、「財政運営指針」及びこれに基づく各年度の予算編成方針に記載します。

3-2 ファシリティマネジメントの推進

【項目A】県有公共施設等の総合的な管理の推進

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新、長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適な配置の実現を目指します。

なお、具体的な取組み内容については、「香川県県有公共施設等総合管理計画」に記載しており、令和3年度の計画見直しに当たり、令和7年度までの数値目標を掲げます。

令和3年度取組内容

○総合的な管理の推進

- ・関係部局の課長等で構成する香川県県有公共施設等総合管理推進会議において、平成27年度に策定した「香川県県有公共施設等総合管理計画」に基づく維持管理、更新等の取組みや施設類型ごとの長寿命化計画の策定に係る進捗管理を行うなど、公共施設等の総合的な管理を推進する。

○県有建物の長寿命化・保有総量の適正化等

「香川県ファシリティマネジメント推進計画」に基づき、県有建物の長寿命化や保有総量の適正化などに取り組む。

- ・保全計画を策定した建物について、計画的な保全工事を実施
- ・保全計画が未策定の建物5棟程度について保全計画を策定
- ・大規模改修等に当たり、施設整備計画書に基づき、妥当性や効率性等について評価を実施
- ・国や市町と連携し、相互が管理する空きスペースの活用などについて検討
- ・四国ファシリティマネジメント協会と連携し、職員等を対象とした講演会を開催

○公共土木施設の長寿命化

「香川県県有公共施設等総合管理計画」及び「香川県公共土木施設アセットマネジメント基本方針」に基づき、公共土木施設の長寿命化に取り組む。

- ・公共土木施設長寿命化計画の策定
橋梁長寿命化修繕計画（更新）、砂防関係施設長寿命化計画（更新）、海岸保全施設（港湾海岸）長寿命化計画
- ・長寿命化計画に基づく工事等の実施
道路橋91橋、トンネル6箇所、道路附属物11施設、河川管理施設6施設、ダム管理施設6ダム、砂防設備10施設、海岸保全施設（水国海岸）1海岸、港湾施設10施設、公園施設1公園、下水道施設2処理区

○県営住宅の長寿命化

「香川県営住宅長寿命化計画」に基づき、県営住宅の長寿命化に取り組む。

・長寿命化計画に基づく修繕等の実施

景観改善 3団地3棟、住戸改善・エレベーター増築等 1団地1棟、設備改善 4団地、

用途廃止済建物の取り壊し 1団地1棟、維持修繕等の実施 4団地

○農業水利施設の長寿命化

「香川県農業・農村基本計画」に基づき、農業水利施設の長寿命化に取り組む。

・長寿命化計画に基づく修繕等の実施

国営かんがい排水事業 工事1地区 4.2km、県営基幹水利施設ストックマネジメント事

業 工事2地区 1.8km

○県管理施設の長寿命化

「香川県県有公共施設等総合管理計画」に基づき、県管理施設の長寿命化に取り組む。

・長寿命化計画に基づく維持管理等の実施

地すべり防止施設 3区域、海岸保全施設 11海岸

3-2 ファシリティマネジメントの推進

【項目B】未利用地の処分・利活用

歳入確保や保有コストの圧縮を図るため、未利用地の売却を積極的に推進するとともに、売却困難物件については、貸付等の有効活用手法を検討します。

なお、具体的な取組み内容については、令和2年度に作成する「香川県ファシリティマネジメント推進計画」に記載し、歳入の確保を目指して取り組みます。

令和3年度取組内容

○未利用地の売却の推進

- ・売却の実施にあたり、不動産関係業界紙への広告掲載や現地での掲示など、積極的な売却情報の周知に努めるとともに、宅地建物取引業団体等と連携するなど、未利用となっている県有の土地・建物の売却を推進する。

○旧中央病院跡地の利活用の推進

- ・中長期的な観点から旧中央病院跡地の利活用を検討する。

